

非上場会社が個人株主から自己株式を取得した場合の税務

分散株式の集約や株主からの買取り要望などに対応するため、非上場会社においても自己株式を取得する場合があります。税務上、自己株式の取得については、買主である(発行)会社と売主である個人株主又は法人株主のそれぞれに取扱いが定められており、その取扱いを理解した上で税務処理を行う必要があります。

今回は、非上場会社が個人株主から自己株式を取得する場合の税務上の取扱いについて解説します。

1. 自己株式取得に係る発行会社側の税務の取扱い

株式会社が自己株式を取得し、その対価を支払った場合、税務上は資本金等の額(通常は資本金と資本準備金)に対応するとされる部分は出資の払戻し、利益積立金に対応する部分は配当と考えます。具体的には、株主に交付される金銭等のうち、取得資本金額(=自己株式の取得直前の1株当たり資本金等の額×取得自己株式数)に相当する金額を資本金等の額から控除し、取得資本金等の額を超える金額を利益積立金から控除します。例えば、1株当たり資本金等の額が30,000円の株式会社が自己株式を1株50,000円で取得した場合、その会社は次のような税務処理を行います。

資本金等の額 30,000	現金預金 50,000
利益積立金 20,000	

(注) 税務上のみなし配当に係る源泉徴収税額(下記2(1)参照)は考慮していません。

2. 個人株主側の税務の取扱い

(1) 配当所得の金額の計算

発行会社への株式の譲渡対価として取得した金銭等のうち、上記1の発行会社において利益積立金の減とされる金額に相当する20,000円は、その株式を譲渡した個人株主では配当とみなされ、配当所得の金額の収入金額として課税されます(「みなし配当課税」)。この配当所得の金額は総合課税の対象となり、一方で配当控除の適用を受けることができます。なお、この配当とみなされる金額20,000円に対しては、20%の源泉所得税(4,000円)が徴収されます。

(2) 譲渡所得等の金額の計算

発行会社の自己株式取得により個人株主に交付される金銭等から配当とみなされる金額(前述(1)参照)を除いた金額は、譲渡所得、事業所得又は雑所得(譲渡所得等)の金額の総収入金額とされます。

個人株主の株式の取得費が40,000円の場合、前述1の例で計算すると次の通り10,000円の株式譲渡損が発生します。この譲渡損は株式に係る譲渡所得等の金額のマイナスとして、同一年に生じた株式譲渡所得等の金額(株式譲渡益)との通算はできますが、申告分離課税のため、他の所得の金額との損益通算はできません。

総収入金額{50,000(株式譲渡価額) - 20,000(みなし配当の額)} - 株式の取得費40,000 = 10,000

(3) 相続等により取得した非上場株式を発行会社に売却した個人株主の税務

みなし配当課税の不適用

相続又は遺贈により財産を取得した個人で、その相続又は遺贈につき相続税を納付すべき者が、その財産のうちに非上場株式がある場合に、その相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡したときは、(1)のみなし配当課税を行わず、その譲渡対価の全額が株式の譲渡所得等の総収入金額とされます。ただし、この規定の適用を受けるためには、相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内に上記の株式を譲渡することが必要となります。

相続税額の取得費加算の特例

上記の場合には、確定申告を要件に、個人株主の譲渡所得の金額の計算上、その株主が相続時に負担した相続税額のうち譲渡株式に対応する一定額を取得費に加算できる特例の適用を受けることができます。この特例は、上記の特例とあわせて適用が可能です。

【ご案内】自己株式の取得に係る税務上のポイントについては、タクトコンサルティング発行の書籍「Q&A金庫株取引の実務」で詳しく解説をしています。

<http://www.tactnet.com/contents/publication/bookmenu.html>